

第6節 指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準について（案）

指定基準	解釈通知（案）
<p>○指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年6月13日厚生労働省令第81号）</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設及び指定知的障害者通勤寮（次条第十号において「指定知的障害者更生施設等」という。）に係る知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十五条の二十六の設備及び運営に関する基準については、この省令の定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 指定知的障害者更生施設 法第十五条の二十四の規定により都道府県知事が指定す</p>	<p>○指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準について（平成〇年〇月〇日障第〇号）</p> <p>第1章 基準の性格</p> <p>1 基準省令は、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設及び指定知的障害者通勤寮（以下「指定知的障害者更生施設等」という。）が知的障害者福祉法上の施設支援を提供するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定知的障害者更生施設等は、常にその運営の向上に努めなければならないこと。</p> <p>2 指定知的障害者更生施設等が満たすべき基準を満たさない場合には、指定知的障害者更生施設等の指定は受けられず、また、運営開始後、基準省令に違反することが明らかになった場合は、都道府県知事の指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことができるものであること。</p> <p>3 運営に関する基準に従って施設の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消された直後に再度当該施設から指定知的障害者更生施設等の指定の申請がなされた場合には、当該施設が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする。</p> <p>第2章 用語の定義（基準第2条）</p> <p>(1)「常勤換算方法」</p> <p>当該指定知的障害者更生施設等の従業者の勤務延時間数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき</p>

る知的障害者更生施設であって、次のイ及びロに掲げるものをいう。

イ 指定知的障害者入所更生施設 指定知的障害者更生施設のうち口を除いたもの。

ロ 指定知的障害者通所更生施設 指定知的障害者更生施設のうち通所による入所者のみを対象とするもの。

二 指定特定知的障害者授産施設 法第十五条の二十四の規定により都道府県知事が指定する特定知的障害者授産施設であって、イ及びロに掲げるものをいう。

イ 指定特定知的障害者入所授産施設 指定特定知的障害者授産施設のうち口を除いたもの。

ロ 指定特定知的障害者通所授産施設 指定特定知的障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするもの。

三 指定知的障害者通勤寮 法第十五条の二十四の規定により都道府県知事が指定する知的障害者通勤寮をいう。

四 指定施設支援 法第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援をいう。

五 施設訓練等支援費の額 法第十五条の十一第二項に規定する施設訓練等支援費の額をいう。

六 施設利用者負担額 法第十五条の十一第二項第二号に規定する市町村長が定める基準により算定した額をいう。

七 知的障害程度区分 法第十五条の十一第三項に規定する知的障害程度区分をいう。

八 支給期間 法第十五条の十二第三項第一号に規定する施設訓練等支援費を支給する期間をいう。

九 法定代理受領 法第十五条の十二第八項の規定により指定施設支援に要した費用が施設支給決定知的障害者（法第十五条の十二第五項に規定する施設支給決定知的障害者をいう。以下同じ。）に代わり当該指定施設に支払われることをいう。

十 常勤換算方法 指定知的障害者更生施設等の従業者の勤務延時間数の総数を当該指定知的障害者更生施設等において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定知的障害者更生施設等の従業

時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。

(2) 「勤務延時間数」

勤務表上、当該指定施設支援の提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該施設において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

(3) 「常勤」

当該指定知的障害者更生施設等における勤務時間が、当該施設において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。当該施設に併設される事業所の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、指定知的障害者更生施設等に指定デイサービス事業所が併設されている場合、指定知的障害者更生施設等の管理者と指定デイサービス事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

(4) 「専ら従事する」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該指定施設支援以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該サービスに係る勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

(5) 「前年度の平均値」

① 基準第4条第2項、第5条第2項、第43条第2項、第49条第2項及び第50条第2項における「前年度の平均値」は、当該年度

者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の各月初日の入所者延数を12で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

- ② 新設(事業の再開の場合を含む。以下同じ。)又は増床分の定員増に関して、前年度において一年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の入所者数は、新設又は定員増の時点から6月未満の間は、便宜上、定員数の90%を入所者数とし、新設又は定員増の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における各月初日の入所者延数を6で除して得た数とし、新設又は定員増の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における各月初日の入所者延数を12で除して得た数とする。
- ③ 定員減少の場合には、定員減床後の実績が3月以上あるときは、定員減床後の各月初日の入所者延数を当該月数で除して得た数とする。

第二章 知的障害者更生施設

第三章 指定知的障害者更生施設

第一節 基本方針

(基本方針)

第三条 指定知的障害者更生施設は、入所者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、保護並びにその更生に必要な指導及び訓練を適切に行うものでなければならない。

2 指定知的障害者更生施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努めなければならない。

3 指定知的障害者更生施設は、できる限り居室に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、法第四条第六項に規定する知的障害者居室生活支援事業を行う者、他の知的障害者援護施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密

接な連携に努めなければならない。

第二節 人員に関する基準

(指定知的障害者入所更生施設の従業者の員数)

第四条 指定知的障害者入所更生施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第三号の栄養士を置かないことができる。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を四・三で除して得た数以上
- 三 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定知的障害者入所更生施設の従業者は、専ら当該指定知的障害者入所更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第一項第二号の保健師又は看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第二号の生活支援員又は作業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 指定知的障害者入所更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を七・五で除して得た数以上とする。

第1節 人員に関する基準

1 指定知的障害者更生施設の従業者の員数 (基準第4条)

(1) 生活支援員

生活支援員については、知的障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成2年12月19日厚生省令第54号)第7条の5に規定する者とする。

(2) 指定特定知的障害者更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、基準第4条第1項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する同条第1項第2号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を七・五で除して得た数以上とすることとしたものである。

(3) 基準第4条第7項において、指定知的障害者更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、同条第1項及び第6項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならないこととされたが、具体的な取扱いについては別途お示しする予定である。

7 指定知的障害者入所更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

(指定知的障害者通所更生施設の従業者の員数)

第五条 指定知的障害者通所更生施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を七・五で除して得た数以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定知的障害者通所更生施設の従業者は、専ら当該指定知的障害者通所更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第一項第二号の生活支援員又は作業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 指定知的障害者通所更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

(分場の従業者の員数)

第六条 指定知的障害者更生施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による指定施設支援を提供する施設であって入所者が二十人未満のもの（以下この章において「分場」という。）を設置する場合は、当該分場において指定施設支援を提供する前条第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業

2 指定知的障害者通所更生施設の従業者の員数（基準第5条）

(1) 生活支援員

生活支援員については、指定知的障害者入所更生施設と同様であるので1を参照されたい。

(2) 基準第5条第5項において、指定知的障害者通所更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、同条第1項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならないこととされたが、具体的な取扱いについては別途お示しする予定である。

3 分場の従業者の員数（基準第6条）

① 指定知的障害者更生施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による指定施設支援を提供する施設であって入所者が20人未満のもの（以下この章において「分場」という。）を設置する場合は、当該分場において指定施設支援を提供する基準第6条第1項第2号に掲げる従業者を置くも

者の総数は、常勤換算方法で、当該分場入所者の数を七・五で除して得た数以上とする。

- 2 指定知的障害者更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

第三節 設備に関する基準

(指定知的障害者入所更生施設の設備)

第七条 指定知的障害者入所更生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。

ハ 男子用と女子用を別に設け、かつ、その間の通路は、夜間は通行ができないように遮断できるものであること。

二 静養室

イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ロ 医務室に近接して設けること。

ハ 男女別とすること。

三 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室 入所者の特性に応じたものであること。

五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

六 便所

イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

のとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該分場入所者の数を七・五で除して得た数以上とすることとしたものである。

- ② 指定知的障害者更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、同条第1項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならないこととされたが、具体的な取扱いについては、別途お示しする予定である。

第2節 設備に関する基準

1 指定知的障害者入所更生施設の設備（基準第7条）

食堂等の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮するものとする。

2 指定知的障害者入所更生施設の経過措置（基準附則第2条）

指定知的障害者入所更生施設の設備に関する基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。

基準省令の施行の際現に存する知的障害者入所更生施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について、第七条第一項第一号の規定を適用する場合には、居室の定員について同号イ中1の「4人」とあるのは「原則として4人」と、居室の1人当たりの床面積について同号ロ中「6.6平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とする。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

七 医務室 治療に必要な機械器具等を備えること。

八 作業指導室又は作業指導場

イ 作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けること。

ロ 指導を行うために必要な広さを有すること。

ハ 指導に必要な器具を備えること。

九 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

十 運動場 必要な備品を備えること。

十一 廊下幅 一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

2 前項に規定するもののほか、廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けなければならない。

3 前二項に掲げる設備は、専ら当該指定知的障害者入所更生施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(指定知的障害者通所更生施設の設備)

第八条 指定知的障害者通所更生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

二 洗面所 入所者の特性に応じたものであること。

三 便所

イ 男子用と女子用を別に設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

四 医務室

イ 治療に必要な機械器具等を備えること。

ロ 寝台又はこれに代わる設備を設けること。

五 作業指導室又は作業指導場

イ 作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けること。

ロ 指導を行うために必要な広さを有すること。

ハ 指導に必要な器具を備えること。

六 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

七 運動場 必要な備品を備えること。

八 廊下幅 一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

2 前項に規定するもののほか、廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けなければならない。

3 前二項に掲げる設備は、専ら当該指定知的障害者通所更生施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(分場の設備の基準)

第九条 分場の設備は、前条に規定する基準に準ずる。ただし、前条第一項第六号及び第七号の設備は設けないことができる。

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明)

第十条 指定知的障害者更生施設は、施設支給決定知的障害者が指定施設支援の利用の申し込みを行ったときは、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十六条の規定による説明を行わなければならない。

2 指定知的障害者更生施設は、社会福祉法第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、入所者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

第3節 運営に関する基準

1 内容及び手続の説明（基準第10条）

指定知的障害者更生施設は、入所者に対し適切な指定施設支援を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者等に対し、当該指定知的障害者更生施設の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制等の入所申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行う必要がある。

利用者との間で当該指定施設支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の心身の特性に応じた適切な配慮をしつつ、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、

① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務

(受給資格等の確認)

第十一条 指定知的障害者更生施設は、指定施設支援の提供を求められた場合は、その者の提示する施設受給者証によって、施設支給決定の有無、支給期間、知的障害程度区分等を確かめなければならない。

(入退所)

第十二条 指定知的障害者更生施設は、正当な理由なく、指定施設支援の提供を拒んではならない。

2 指定知的障害者更生施設は、指定施設支援について市町村が行うあっせん、調整及び要請（以下「あっせん等」という。）並びに当該あっせん等について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力しなければならない。

3 指定知的障害者更生施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、市町村と協議の上、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

4 指定知的障害者更生施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴

所の所在地

- ② 当該事業の経営者が提供する指定施設支援の内容
- ③ 当該指定施設支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ④ 指定施設支援の提供開始年月日
- ⑤ 福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口

を記載した書面を交付すること。なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。

2 受給資格等の確認（基準第11条）

施設訓練等支援費を受けることができるのは、施設支給決定を受けている者に限られるものであることを踏まえ、指定知的障害者更生施設は、指定施設支援の提供の開始に際し、入所者の提示する施設受給者証によって、施設支給決定の有無、支給期間、知的障害程度区分等を確かめなければならないこととしたものである。

3 入退所（基準第12条）

(1) 基準第12条第1項は、原則として、利用申込に対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、知的障害程度区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①定員に空きがない場合、②入院治療の必要がある場合、等である。

(2) 同条第2項は、指定知的障害者更生施設は、指定施設支援について市町村が行うあっせん、調整及び要請（以下「あっせん等」という。）並びに当該あっせん等について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力しなければならないこととしたものである。

(3) 同条第6項は、指定知的障害者更生施設は、入所者の社会生活への適応性を高め入所者の有する能力を活用することにより社会経済活

等の把握に努めなければならない。

- 5 指定知的障害者更生施設は、入所者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該入所者の居住地の市町村に連絡しなければならない。
- 6 指定知的障害者更生施設は、入所者について、その心身の状況等に照らし、法第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援等を利用することにより、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討しなければならない。
- 7 前項の検討に当たっては、保健師又は看護師、生活支援員等の従業者の間で協議しなければならない。
- 8 指定知的障害者更生施設は、心身の状況等に照らして、指定居宅支援等を利用することにより居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者の希望等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

(施設訓練等支援費支給の申請に係る援助)

第十三条 指定知的障害者更生施設は、施設支給決定を受けていない者から入所の申込みがあった場合には、その者の意向を踏まえ、速やかに施設訓練等支援費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定知的障害者更生施設は、施設支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給期間の終了に伴う施設訓練等支援費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

動に参加することができるよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならないとされているが、同時に、法第15条の5第1項に規定する指定居宅支援等を利用することにより入所者の有する能力を高め、居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討しなければならないことを規定したものであり、施設側の理由により安易に施設利用が継続されることの無いよう留意すべきものである。

- (4) 同条第7項は、前項の規定に当たっては、保健師又は看護師、生活支援員等の従業者の間で、定期的に協議しなければならないことを規定したものである。なお、保健師又は看護師、生活支援員等については、保健師又は看護師が中心に協議するという趣旨ではなく、従業者がチームを組んで定期的に協議することが望ましいことを意味している。
- (5) 同条第8項は、同条第6項の協議の結果、居宅において日常生活を営むことができると判断された者に対し、その者の希望や意向を勘案して、その者の退所後の居住の場や活動の場の確保など円滑な退所のために必要な援助を規定したものである。

4 施設訓練等支援費支給の申請に係る援助
(基準第13条)

- (1) 入所申込者が施設支給決定を受けていない場合は、当該入所申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。
- (2) 同条第2項は、施設訓練等支援費の支給期間の終了後、継続して指定施設支援を受けるためには再度施設支給決定を受ける必要があることから、指定知的障害者更生施設は、市町村が施設支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給期間の終了に伴う施設訓練等支援費の支給申請について、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。